令和５年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（石油精製プラント等の事故情報調査）に係る入札可能性調査実施要領

 令和５年４月１３日

 経済産業省

　　　　　　　産業保安グループ

 高圧ガス保安室

経済産業省では、令和５年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（石油精製プラント等の事故情報調査）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（又は企画競争）を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

仕様書案参照

(2) 事業の具体的内容

仕様書案参照

(3) 事業期間

　　仕様書案参照

(4) 事業実施条件

高圧ガスによる事故を統計処理する上で、高圧ガス保安法に即した事故の分類を確実に行うことができる技術を有していること。仕様書に基づき統計処理した情報を発信するため、高圧ガス事業に従事する１０００程度の事業者等に連絡が可能なこと。更に、過去数年間にわたる高圧ガス事故において、同様な設備、部位、操作、ガス種等で繰り返し発生している事故や設備が異なるが同じ原因と考えられる事故を抽出・類型化する技術的知見があること。

令和３年以降に発生した高圧ガス事故において、石油精製業等に対し、教訓として価値が高いと思われる事故を抽出するための技術的知見を有すること。また、高圧ガス保安法に規定する技術基準等に関する知見を有し、事故原因の調査解析（現地調査を含む。）を行う技術的知見を有し、また、仕様書に基づき作成した調査報告書を発信するため、高圧ガス事業に従事する１０００程度の事業者等に連絡が可能なこと。

高圧ガス事故防止を広く周知するため、過去に発生した事故、トラブルのうち、石油精製業等に対し教訓としての価値が高いと思われる事故、トラブルを抽出し、それを題材にして視聴覚資料を作成すること。

加えて、認定（完成・保安）検査実施者のうち、１５事業所程度を対象に保安管理システムの実施、継続的改善等の観点から調査を行い、調査結果をもとに改善を要する事項及び評価できる事項について取りまとめて報告書を作成すること。

２．説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、５．に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和５年４月１７日（月）１７時００分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和５年４月１８日（火）１４：００～１４：３０

３．参加資格

　・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

　・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

　・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

1. 事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

・事業全体の調査概要の決定（調査内容、スケジュール管理、実施体制）

・再委託・外注内容の決定

・調査報告書の作成

1. 総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

　③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

　具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html>

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　産業保安グループ　高圧ガス保安室　飯田、寺林　宛て

TEL ０３－３５０１－１７０６

FAX ０３－３５０１－２３５７

E-mail bzl-koatsu-gas@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

令和５年５月２日（火）１０：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

（別　添）

（様　式）

令和　　年　　月　　日

　　　令和５年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等

事業（石油精製プラント等の事故情報調査）

入札可能性調査　登録用紙

事業者名

 住　　　　所：

 商号又は名称：

 代表者氏名：

連絡先

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

E-mail：

担当者名：

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。